

平成29年
5月30日(火)から

個人事業主

町会・自治会

NPO法人

同窓会など

個人
情報



問合先 市庶務課

規模にかかわらず、 全ての事業者が個人情報保護法の対象に

そもそも個人情報って？

生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものをいいます

氏名、住所、生年月日、顔写真、マイナンバー、旅券番号、免許証番号、顔認識データ、指紋認識データなどです



事業者って？

個人情報を紙面やパソコンで名簿化するなど、データベース化して事業活動に利用している方のことをいいます。法人に限定されず、営利か非営利かも問われないため、個人事業主や町会・自治会、NPO法人、同窓会などの非営利組織であっても対象となります

小規模なんだけど…

改正前は、保有する個人情報が5,000人分以下の事業者は、適用を受けませんでしたが、今回の改正で、全ての事業者に個人情報保護法が適用されることになりました

それはどうして？

情報通信技術の進展など、個人情報の取り扱いに関する環境が変化してきたことから、個人の権利・利益が適切に保護されるように改正されました

個人情報を適正に取り扱っているかの
チェックをしてみましょう！

取得するときのルール

個人情報を取得するときは、何に使うのか目的を決めて、本人に伝えていますか？

保管するときのルール

取得した個人情報は、安全に管理していますか？

利用するときのルール

取得した個人情報は、決めた目的以外のことに使っていないですか？

他人に渡すときのルール

取得した個人情報を他人に渡すときは、本人の同意を得ていますか？

個人情報保護法の 5つのポイント

本人から開示を求められたときのルール

本人からの個人情報の開示請求に応じていますか？

いかがでしたか？

個人情報を適切に取り扱い、
信用を守りましょう！

制度の詳細や広報資料・パンフレットは、個人情報保護委員会のホームページをご覧ください

